平成２１年（フ）第２７０号
宮崎市大字熊野1670番地
債務者　岩部　洋季
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２８２号
宮崎市松山２丁目２番38号　きさらぎ職員寮101号
債務者　安田　　忠
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３０８号
宮崎県宮崎郡清武町大字木原81番地　マミール97―303号
債務者　河野潤一郎
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１８５号
宮崎県小林市大字堤3573番地２　日高住宅１号室、住民票上の住所宮崎県西諸県郡野尻町大字三ケ野山3178番地２
債務者　四位　芳弘
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２２８号
宮崎県延岡市浜砂２丁目18番19―406号
債務者　甲斐　　仁
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第４０２号
鹿児島県鹿児島市原良町2189番地75
債務者　川枝　貴之
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４７０号
鹿児島県鹿児島市郡元町15番１号
債務者　大久保ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９７号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町30番21号
債務者　高　　和隆
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１１２号
鹿児島県奄美市名瀬柳町23番６号
債務者　三浦慎太郎（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第９８号
茨城県神栖市神栖１丁目３番10号
債務者　成田　裕信
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１０４号
茨城県神栖市柳川中央１丁目13番地８　安藤荘６号
債務者　長峰　甲一
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１１０号
茨城県神栖市大野原中央６丁目５番59号むさしの荘６号
債務者　川島　敬子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第２２５号
長野市吉田４丁目10番18―６号　光和ハイツ201
債務者　曲尾みすゞ
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
長野市吉田２丁目21番15―36号　吉田広町Ａ１―326、前住所長野市大字若槻団地４番地83カーサ若槻101号
債務者　吉原　潤一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
長野市大字上駒沢133番地２駒沢新町団地Ａ２―22、前住所長野市柳町45番地ハイツ柳町３Ｆ304号
債務者　相馬　豊満
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
岐阜県大垣市室村町３丁目74番地47、住民票上の住所岐阜県安八郡安八町北今ケ渕３番地の１
債務者　種田加代子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
兵庫県川西市南花屋敷２丁目11番27号
債務者　青木　礼子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部